長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に定める２０５０年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、本市における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和６３年長崎市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第１３項の接待業務受託営業を行う事業者（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定により許可を受けて営業するものを除く。）を除く。

⑵　市内中小企業者　市内に本店、主たる事業所、工場又は宿泊施設（以下「本店等」という。）を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者をいう。

⑶　太陽光発電設備　太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅又は本店等に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。

⑷　蓄電池　太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を住宅又は本店等へ供給することが可能である機器をいう。

⑸　電気自動車　電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、事業用自動車（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第２項に規定する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を除く。

⑹　プラグインハイブリッド自動車　搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。ただし、事業用自動車を除く。

⑺　電動ミニカー　電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない原動機付自転車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第３項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であって三輪以上のものをいう。

⑻　電動バイク　電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない原動機付自転車であって二輪であるもの又は軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法施行規則別表第１において軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）をいう。

⑼　Ｖ２Ｈ充放電設備　電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車から電力の取り出し及び充電する装置で、認証(CHAdeMO V2H protocol認証をいう。)を受けているものをいう。

⑽　国交付要綱　二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号）をいう。

⑾　国実施要領　地域脱炭素・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号）をいう。

（補助金の種類）

第３条　補助金の種類は、次に掲げるものとする。

　⑴　太陽光発電設備等導入補助金

　⑵　電気自動車等購入補助金

（補助対象者等）

第４条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

　（交付の申請）

第５条　規則第２２条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第３条第１項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書（第１号様式）を用いるものとする。

２　規則第３条第１項の期日は、太陽光発電設備等導入補助金にあっては補助対象事業を行う年度（以下「補助対象年度」という。）の１１月末日とし、電気自動車等購入補助金にあっては補助対象年度の１月末日とする。

３　規則第３条第１項第１号の事業計画書は、補助対象者が個人の場合にあっては長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書（個人用）（第２号様式）とし、補助対象者が市内中小企業者の場合にあっては長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書（市内中小企業者用）（第２号様式の２）とする。

４　規則第３条第１項第５号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　補助対象者が個人の場合にあっては暴力団等の排除に関する誓約書（個人用）（第３号様式）、補助対象者が市内中小企業者である場合にあっては暴力団等の排除に関する誓約書（市内中小企業者用）（第３号様式の２）

⑵　補助対象者が市内中小企業者である場合であって、個人事業主であるときは税務署へ提出した直近の収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し、法人であるときは法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

⑶　太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリット自動車、電動ミニカー及び電動バイクをいう。以下同じ。）又は充放電設備（以下「補助対象設備」という。）の導入に要する費用の見積書、内訳書等の補助対象経費が確認できるもの

⑷　補助対象設備の機能を詳細に確認できるもの

⑸　太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けようとする者は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

ア　太陽光発電設備等導入補助金計算書（第４号様式）

イ　補助対象設備により発電する電力の消費量計算書（第５号様式）

ウ　補助対象事業費内訳書（第６号様式）

エ　機器配置図

５　規則第３条第２項の規定により、補助対象者が個人である場合にあっては同条第１項第２号から第４号の２までの書類、補助対象者が市内中小企業者である場合にあっては同条第１項第２号から第４号までの書類の添付は、省略させるものとする。

６　補助金の申請については、同一の補助対象設備において１回限りとする。

　（交付の条件）

第６条　規則第５条第１項第４号の市長が必要があると認める事項は、次の各号に定める事項とする。

⑴　太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けた者（以下「太陽光補助金受給者」という。）は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

⑵　市長は、太陽光補助金受給者であって、補助対象事業の完了によって当該受給者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部または一部に相当する金額を当該者に納付させることができる。

　（交付及び不交付の決定）

第７条　規則第２２条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第６条第１項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書(第７号様式)を用いるものとする。

２　規則第６条第２項に規定する補助金を交付することが不適当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書（第８号様式）によるものとする。

（軽微な変更の範囲）

第８条　規則第５条第１項第１号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

⑴　補助金の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

⑵　補助金の額に影響を及ぼさないものであること。

　（申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項の別に定める期日は、前条第1項の規定による通知を受けた日（以下「交付決定日」という。）から１０日を経過した日とする。

　（実績報告）

第１０条　規則第１２条に規定する別に定める期日は、太陽光発電設備等導入補助金にあっては補助対象事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は１２月末日のいずれか早い日とし、電気自動車等購入補助金にあっては補助対象事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助対象年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日とする。

２　規則第１２条第１号の収支計算書は、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書（第９号様式）とする。

３　規則第１２条第２号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　補助対象設備導入後の全容が確認できる写真

⑵　領収書（領収書がない場合は、補助対象者が補助対象設備に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し

⑶　太陽光発電設備、蓄電池及びＶ２Ｈ充放電設備の導入にあっては、工事請負契約書又は売買契約書及び保証書（保証書がない場合は、これに代わる書類で新品であることが証明できるもの）の写し

⑷　電気自動車等の導入にあっては、契約書及び自動車検査証（使用の本拠地が市内であり、交付決定日以降に初度登録されたものに限る。）の写し。ただし、電動ミニカー及び電動バイクにあっては自動車検査証に替えて納品書等の納品がされたことが分かる書類

⑸　補助対象者名義の金融機関の口座を確認できる書類

⑹　太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けようとする者は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類。ただしオ、カ及びキの書類にあっては、実績報告書提出時に提出できない場合は、アの書類に提出予定日と理由を明記のうえ、提出予定日に提出すること。

ア　太陽光発電設備等導入補助金実績報告書（第１０号様式）

イ　補助対象事業費内訳書（実績）（第１１号様式）

ウ　補助対象設備の施工前及び施工後の状況を記録した写真（蓄電池　を設置する場合は、蓄電池を含む。）

エ　補助対象設備の設置状況を記録した写真（設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもので、蓄電池を設置する場合は、蓄電池を含む。）

オ　電力会社の系統との接続契約書の写し

カ　売電契約書の写し（余剰電力を売電する場合に限る。）

キ　太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類（蓄電池を設置する場合に限る。）

（補助金の交付手続の特例）

第１１条　規則第２１条の規定により、規則第１５条第２項の手続を省略するものとする。

　（財産の処分の制限）

第１２条　規則第１９条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

２　規則第１９条第２号又は第３号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

　（自家消費量等の報告）

第１３条　太陽光補助金受給者は、補助対象事業により取得した太陽光発電設備の法定耐用年数が経過するまで、当該設備において発電した電力量、自家消費量及び売電量（以下「自家消費量等」という。）の実績を記録し管理しなければならない。

２　太陽光補助金受給者は、前項の規定により記録した自家消費量等について、補助対象事業の完了年度の翌年度１年分を、自家消費量に関する報告書（様式第１２号）により市長に報告しなければならない。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、自家消費量等に関する事項について、必要に応じて報告をさせ又は検査を行うことができる。

　（書類の整備保管）

第１４条　太陽光補助金受給者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第１２条第1項に定める期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

２　前項の規定に基づき保管するべき帳票等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

　（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　（令和６年度分における交付申請の特例）

２　令和６年度中に補助金の交付申請を行うものに対する別表第２の規定の適用については、同表中「交付決定日以降に契約したものであること」とあるのは「令和６年４月１日以降に契約したものであること」とする。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和６年度の予算に係る補助金から適用する。

　（長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱の廃止）

２　長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱（令和５年長崎市告示第２１８号）は廃止する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は告示の日から施行する。

別表（第４条、第５条、第１０条関係）

⑴　太陽光発電設備等導入補助金

　　ア　太陽光発電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　次に掲げる要件を全て満たす者　ア　本市に住所を有する者（第１０条の規定による実績報告書を提出する日までに本市に住所を有することとなる者及び単身赴任等の事由により本市以外に住所を有する者（生計を一にする者が本市に住所を有する場合に限る。）を含む。）であること。　イ　本市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅（単身赴任等により自ら居住していないものの生計を一にするものが太陽光発電設備の設置場所に居住する場合も含む。）の敷地内に、太陽光発電設備を新たに設置（新築時の設置を含む。）する者であること。⑵　市内中小企業者　　本店等の敷地内に、太陽光発電設備を新たに設置する者であること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　戸建住宅又は本店等の敷地内で使用されるものであること。⑶　設置された太陽光発電設備は、新品（未使用品）であること。⑷　設置された太陽光発電設備は、定格出力が１ｋＷ以上１０ｋＷ未満のものであること。⑸　設置された太陽光発電設備は、補助対象者が自ら保有するものであること。⑹　国交付要綱及び国実施要領に掲げる要件を満たすものであること。 |
| 補助対象経費 | 太陽光発電設備の購入及び設置等の工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | １ｋＷ当たり５万円を乗じて得た額と補助対象経費（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較して、いずれか少ない方の額とし、２５万円を上限とする。 |

　　イ　蓄電池

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | 本補助金により太陽光発電設備を設置しようとする者であって、当該設備の付帯設備として蓄電池を新たに設置する者 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　戸建住宅又は本店等の敷地内で使用されるものであること。⑶　設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。⑷　設置された蓄電池は、１ｋＷｈ以上のもので、定置用のものであること。⑸　設置された蓄電池は、補助対象者が自ら保有するものであること。⑹　国交付要綱及び国実施要領に掲げる要件を満たすものであること。 |
| 補助対象経費 | 蓄電池の購入及び設置等の工事に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | １ｋＷｈ当たり５万円を乗じて得た額と補助対象経費の３分の１（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を比較して、いずれか少ない方の額とし、２５万円を上限とする。 |

　⑵　電気自動車等購入補助金

　　ア　電気自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　　次に掲げる要件を全て満たす者ア　本市に住所を有する者であること。イ　自動車検査証において、電気自動車の所有者又は使用者として記載されていること。⑵　市内中小企業者　　電気自動車（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　初度登録年月が補助対象年度内であること。⑶　補助対象者自らが、新車として新たに購入したものであること。⑷　自動車検査証における使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 |
| 補助対象経費 | 車両本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | 軽自動車１台につき１０万円、普通自動車１台につき２０万円とする。 |

　　イ　プラグインハイブリッド自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　　次に掲げる要件を全て満たす者ア　本市に住所を有する者であること。イ　自動車検査証において、プラグインハイブリッド自動車の所有者又は使用者として記載されていること。⑵　市内中小企業者　　プラグインハイブリッド自動車（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　初度登録年月が補助対象年度内であること。⑶　補助対象者自らが、新車として新たに購入したものであること。⑷　自動車検査証における使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 |
| 補助対象経費 | 車両本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | プラグインハイブリッド自動車１台につき１０万円とする。 |

　　ウ　電動ミニカー

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　　次に掲げる要件を全て満たす者ア　本市に住所を有する者であること。イ　電動ミニカー（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。⑵　市内中小企業者　　電動ミニカー（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　購入年月が補助対象年度内であること。⑶　補助対象者自らが、新車として新たに購入したものであること。⑷　使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 |
| 補助対象経費 | 車両本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | 電動ミニカー１台につき５万円とする。 |

　　エ　電動バイク

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　　次に掲げる要件を全て満たす者ア　本市に住所を有する者であること。イ　電動バイク（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。⑵　中小企業者　　電動バイク（使用の本拠地の位置が本市区域内であるものに限る。）を導入するものであること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　購入年月が補助対象年度内であること。⑶　補助対象者自らが、新車として新たに購入したものであること。⑷　使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 |
| 補助対象経費 | 車両本体の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | 電動バイク１台につき３万円とする。 |

　　オ　Ｖ２Ｈ充放電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象者 | ⑴　個人　　次に掲げる要件を全て満たす者ア　本市に住所を有する者（第１０条の規定による実績報告書を提出する日までに本市に住所を有することとなる者及び単身赴任等の事由により本市以外に住所を有する者（生計を一にする者が本市に住所を有する場合に限る。）を含む。）であること。イ　本市にある住宅の所有者であって、自ら居住又は居住予定の戸建住宅（単身赴任等により自ら居住していないものの生計を一にするものがＶ２Ｈ充放電設備の設置場所に居住する場合も含む。）の敷地内に、Ｖ２Ｈ充放電設備を新たに設置（新築時の設置を含む。）する者であること。⑵　市内中小企業者本店等の敷地内又は補助対象者が所有する市内の駐車場に、Ｖ２Ｈ充放電設備を新たに設置する者であること。 |
| 補助対象事業 | 次に掲げる要件を全て満たすものとする。⑴　交付決定日以降に契約したものであること。⑵　本市内に新たに設置したものであること。⑶　設置されたＶ２Ｈ充放電設備は、新品（未使用品）であること。⑷　設置されたＶ２Ｈ充放電設備は、補助対象者が自ら保有するものであること。 |
| 補助対象経費 | Ｖ２Ｈ充放電設備の購入に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 |
| 補助額 | Ｖ２Ｈ充放電設備１台につき１０万円とする。 |

第１号様式（第５条関係）

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　年　　月　　日

（あて先）長崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業所の場合は、事業所名及び代表者名）

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により次のとおり申請します。

なお、補助金の交付要件を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報の確認、市税滞納の調査を行うことについて同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の名称 |  |
| 設備の設置箇所 |  |
| 設備の区分 | □太陽光発電設備　　　　 □蓄電池□電気自動車（軽・普通） □プラグインハイブリッド自動車□電動ミニカー　　　　　 □電動バイク□Ｖ２Ｈ充放電設備 |
| 設備の導入完了（予定）日 |  |
| 経費所要額 |  |
| 補助申請額 | 　 |
| 添付書類 |  |

第２号様式（第５条関係）

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書（個人用）

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

１　事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 |  |
| 計画内容 | □太陽光発電設備　メーカー：　太陽電池の公称最大出力と使用枚数：　　　　 |
| □蓄電池　メーカー：　パッケージ型番：　蓄電容量：　　　　 |
| □電気自動車（軽・普通）□プラグインハイブリット自動車　メーカー：　車　　名： |
| □電動ミニカー　□電動バイク　メーカー：　車　　名： |
| □Ｖ２Ｈ充放電設備　メーカー：　形　　式： |

第２号様式の２（第５条関係）

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業計画書（市内中小企業者用）

１　企業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 会社名（商号） |  |
| 役職及び代表者名 |  |
| 設立年月日 |  | 資本金 |  |
| 従業員数 |  | 主たる業種 |  |
| 担当者名 | 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 |  |
| 計画内容 | □太陽光発電設備　メーカー：　太陽電池の公称最大出力と使用枚数：　　　　 |
| □蓄電池　メーカー：　パッケージ型番：　蓄電容量：　　　　 |
| □電気自動車（軽・普通）□プラグインハイブリット自動車　メーカー：　車　　名： |
| □電動ミニカー　□電動バイク　メーカー：　車　　名： |
| □Ｖ２Ｈ充放電設備　メーカー：　形　　式： |

第３号様式（第５条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書（個人用）

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

　私は、　　年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

　この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

　また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

１　私は、次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものではありません

　⑴　暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成２４年長崎市条例第５９号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

　⑵　暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

　⑶　暴力団関係者（同条例第１２条に規定する暴力団関係者をいう。）

２　私は、補助対象事業を行うに当たり、１の⑴から⑶までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | フリガナ | 生年月日 | 住所 |
|  |  |  |  |

第３号様式の２（第５条関係）

　　年　　月　　日

（あて先）長崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名（商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　役職・代表者名

暴力団等の排除に関する誓約書（市内中小企業者用）

私は、　　年度長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

１　自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

　ア　暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第２条第1号に規定する暴力団をいう。）

　イ　暴力団員（同条例第２条第2号に規定する暴力団員をいう。）

　ウ　暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

２　補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者と契約を締結しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | フリガナ | 生年月日 | 住所 |
|  |  |  |  |

第４号様式（第５条関係）

太陽光発電設備等導入補助金計算書

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備の設置場所 |  |
| 工事予定 | 着工予定日 | 　　年　　月　　日 | 完了予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 太陽光発電設備 | 最大出力 | (A) | kW | 太陽電池モジュール公称最大出力合計またはパワーコンディショナー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨） |
| kW当たり補助額【(A)×50,000円】 | (B) | 円 |
| 補助対象経費（工事費込み・税抜き） | (C) | 円 |
| **補助金の額****（B）、（C）、250,000円のうち最も低い額** | **(D)** | 円 |
| 蓄電池設備 | 蓄電容量 | (E) | kWh | 定格容量の数値を記載（小数点第２位以下切捨） |
| kWh当たり補助額【(E)×50,000円】 | (F) | 円 |
| 補助対象経費（工事費込み・税抜き） | (G) | 円 |
| 価格/kWh | (G) ÷ (F) | 円※家庭用12.5万円/kWh、業務用11.9万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めること。 |
| 補助対象経費の1/3の額【(G)×1/3】※1 | (H) | 円 |
| **補助金の額****（F）、（H）、250,000円のうち最も低い額** | **(I)** | 円 |
| 蓄電池の仕様の確認（国実施要領別紙2の2ｱ（ｲ）に定める仕様） | □適合することを確認しました。※確認した場合は☑ |
| 補助金交付申請額【　（D）＋（I）　】 | 円 |
| 施工業者 | 名称 |  | 連絡先 |  |
| 所在地 |  | 担当者 |  |

※1…補助金の額は1,000円未満を切り捨てる。

＜確認事項＞

　以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。（全てに✓を入れた場合のみ、補助対象。）

　　　☐　導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。

　　　☐　固定価格買取制度（ＦＩＴ）又はＦＩＰ制度の認定を取得しないこと。

　　　☐　Ｊ－クレジット制度への登録を行わないこと。

　　　☐　本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。

　　　☐　導入する太陽光発電設備による自家消費割合を３０％以上（中小企業者は50％）とすること。

　　　☐　発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

第５号様式（第５条関係）

補助対象設備により発電する電力の消費量計算書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（中小企業者にあっては団体名及び役職・代表者氏名） | 　 |
|
| 太陽光発電設備出力 | 　 | kW |
|
| 年間発電量見込 | (A) | 　 | kWh |
|
| 年間自家消費量見込 | (B) | 　 | kWh |
|
| 年間売電量見込 | 　 | 　 | kWh |
|
| 自家消費率（B）/（A) | 　 | ％ | ≧30％（≧50％） |
|
| 自家消費率は、30％以上とすること（中小企業者の申請の場合は50％以上※） |

※　中小企業者が消費する電力量を含めて50％以上を長崎県内の需要家が消費する場合も可

第６号様式（第５条関係）

補助対象事業費内訳書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象 | 経費区分 | 事業経費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の積算内訳 | 備考 |
| 太陽光発電設備 | 工事費 |  | (A) |  |  |
|  |
| 設備費 |  | (B) |  |  |
|  |
| 小計 |  | (A)+(B) | ←様式第1号の(C)に記入してください |  |
|  |
| 蓄電池 | 工事費 |  | (C) |  |  |
|  |
| 設備費 |  | (D) |  |  |
|  |
| 小計 |  | (C)+(D) | ←様式第1号の(G)に記入してください |  |
|  |
| 合計 |  |

※税抜きの価格を記載してください。
※太陽光発電設備の「工事費」欄については、蓄電池等の工事費は除き、太陽光発電設備の設置にかかる費用のみとします。
※蓄電池の「工事費」欄については、太陽光発電設備等の工事費は除き、蓄電池の設置に係る費用のみとします。
※「設備費」欄について、設備機器の費用が工事費に含まれる場合は未記入とします。

第７号様式（第７条関係）

補助金交付決定通知書

　第　　号

　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　様

長崎市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 円 |
| 設備の設置箇所 |  |
| 設備の設置区分 | □太陽光発電設備　　　　 □蓄電池□電気自動車（軽・普通） □プラグインハイブリット自動車□電動ミニカー　　　　　 □電動バイク□Ｖ２Ｈ充放電設備 |
| 設備の設置完了（予定）日 | 　　年　　月　　日 |
| 交付条件 |  |

第８号様式（第７~~６~~条関係）

補助金不交付決定通知書

　第　　号

　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　様

長崎市長

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不交付の理由 |  |

第９号様式（第１０条関係）

長崎市ゼロカーボンシティ推進事業収支計算書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

１　収入の部

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 決算額 | 備　考 |
| 1. 補助金
 |  |  |
| 1. 自己資金
 |  |  |
| 1. その他
 |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　支出の部

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 決算額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

第１０号様式（第１０条関係）

太陽光発電設備等導入補助金実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 |  |
| 日程 | 工事着工日 | 　　年　　月　　日 | 工事完了日 | 　　年　　月　　日 |
| 支払完了日 | 　　年　　月　　日 |  |  |
| 補助金交付決定額 | 円　 |
| 電力会社の電力系統への接続日 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 太陽光パネル | 公称最大出力合計 | [kW] |
| 型式（メーカー） |  |
| ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ | 定格出力合計 | [kW] |
| 型式（メーカー） |  |
| 自立運転機能 | 有　　　　・　　　　無 |
| 蓄電池 | 定格容量 | [kWh] |
| 型式（メーカー） |  |
| 価格（工事費込み・税抜き） | (A) |
| 余剰電力売電の有無 | 有　・　無 | 売電先 |  |

電力会社の系統との接続契約書の写しを後日提出する場合

【提出予定日：　　年　　月　　日　理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写しを後日提出する場合

【提出予定日：　　年　　月　　日　理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

第１１号様式（第１０条関係）

補助対象事業費内訳書（実績）

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象 | 経費区分 | 事業経費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の積算内訳 | 備考 |
| 太陽光発電設備 | 工事費 |  | (A) |  |  |
|  |
| 設備費 |  | (B) |  |  |
|  |
| 小計 |  | (A)+(B) | ←様式第1号の(C)に記入してください |  |
|  |
| 蓄電池 | 工事費 |  | (C) |  |  |
|  |
| 設備費 |  | (D) |  |  |
|  |
| 小計 |  | (C)+(D) | ←様式第1号の(G)に記入してください |  |
|  |
| 合計 |  |

※税抜きの価格を記載してください。
※太陽光発電設備の「工事費」欄については、蓄電池等の工事費は除き、太陽光発電設備の設置にかかる費用のみとします。
※蓄電池の「工事費」欄については、太陽光発電設備等の工事費は除き、蓄電池の設置に係る費用のみとします。
※「設備費」欄について、設備機器の費用が工事費に含まれる場合は未記入とします。

第１２号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

　（あて先）長崎市長

自家消費量に関する報告書

　長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量、自家消費量及び売電量について、長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の名称 | 長崎市ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 |
| 報告者 | 氏名（中小企業者にあっては団体名及び代表者氏名） |  | 担当者名※中小企業者の場合記入 |  |
| 連絡先 |  |
| 住所 |  |
| 補助金の交付決定 | 指令番号 |  |
| 指令発出日 | 年　　月　　日 |
| 補助対象設備の設置場所 |  |
| 太陽光発電設備出力 | kW |
| 報告期間 | 年度（　　　年　　月 ～ 　　　年　　月） |
| 期間中の発電量 | (a) | kWh  |
| 期間中の自家消費量 | (b) | kWh  |
| 期間中の売電量 |  | kWh  |
| 期間中の自家消費率 |  | ％ | (b)÷(a)で計算 |

* 発電量等の実績が確認できる書類等を添付すること。
* この報告以降にも、発電した電力量や自家消費量等に関する事項について報告を求める場合、また検査を行う場合があります。